

外来生物対策に関する 補足説明について

環境省自然環境局野生生物課

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律のポイント（輸入規制）

特定外来生物

- ・ 特定外来生物の飼養等は、学術研究等の目的で許可を受けた場合を除き禁止。
- ・ 輸入に際しては、特定外来生物の飼養等許可をあらかじめ得ておく必要があり、通関時には飼養等許可証及び種類名証明書が必要。

未判定外来生物

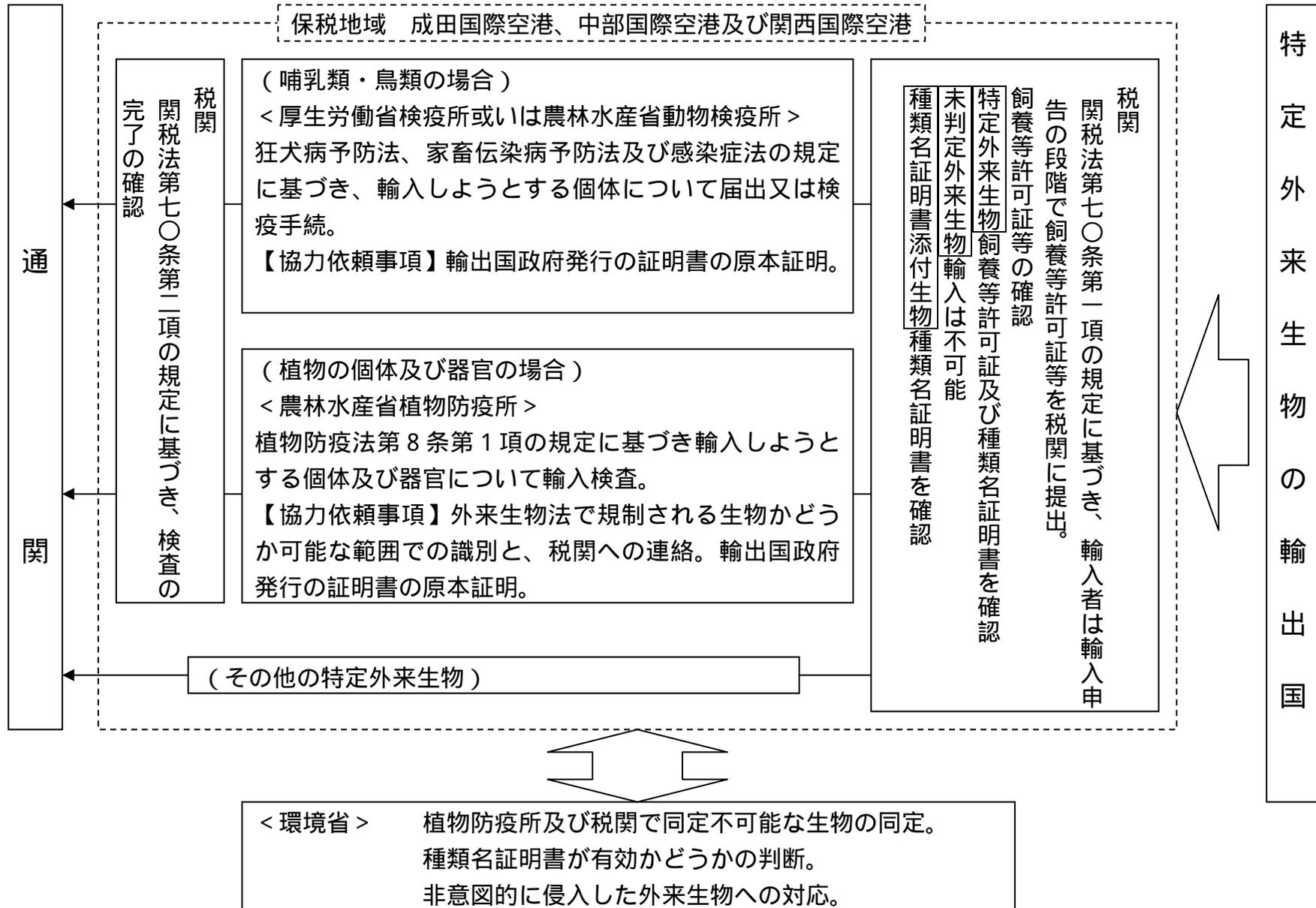
- ・ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物を主務省令で指定。
- ・ 未判定外来生物を日本に輸入又は日本へ輸出したいという者から届出が出された場合は、主務大臣が、届出から6ヶ月以内に特定外来生物か規制の必要のない生物かを判定する。
- ・ 規制の必要のない生物である旨の主務大臣の通知があるまでは輸入は不可能。

種類名証明書添付生物

- ・ 特定外来生物又は未判定外来生物に外見が似ており、判別することが困難な生物を主務省令で指定。
- ・ 外国の政府機関等により発行された種類名証明書を通関時に税関に提出することが必要。

証明書を添付する必要がある生物は、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港以外の場所では輸入できない。

特定外来生物の輸入に関する手続フロー



国内で人為的に移動される在来生物への対応について

外来生物問題に関する総合的な取組について（岩槻委員長談話 H16.9.1）抜粋

（１）国内で人為的に移動される在来生物への対応

我が国に分布している在来生物や明治元年より前に我が国に導入された生物であっても、このような生物が自然に分布していない地域に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系に被害を及ぼしている事例が報告されています。例えば、沖縄本島やんばる地域のノネコによる希少野生生物の捕食、小笠原諸島のノヤギによる小笠原に固有な植生の破壊、近縁の種を持ち込むことにより発生する遺伝的な攪乱など、外来生物法の運用上、規制対象とはならない生物の他の地域への導入に伴う問題は重要な課題です。

自然公園などの生物多様性の保全上重要な地域について、既存の制度の活用や必要に応じた制度の見直しを進めるだけでなく、そのほかの地域についても、地域に特有の生物相や生態系を保全する観点から必要な対策がなされるよう検討することが必要です。

その第一歩として、我が国の在来生物の地域個体群の分布や遺伝的情報に係る情報の整備を行い、各地域における様々な主体による適切な取組が進められるための基盤を整えることが必要と考えます。

【取組の事例】

国立公園等での動植物の放出を規制するための制度の見直し

- ・自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正し、国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における動植物の放出等について許可を要する行為とした。
- ・施行は平成 18 年 1 月 1 日の予定。

他地域から人為的に導入された在来生物の防除の例

- ・屋久島に持ち込まれたタヌキについて、環境省が駆除を実施。
- ・小笠原諸島の聳島列島におけるノヤギによる植生被害を防ぐため、東京都が完全排除を目標に駆除を実施。
- ・七ツ島に持ち込まれて繁殖し、植生破壊・土壌流出を引き起こすカイウサギについて、環境省が駆除を実施。

外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査

- ・平成 17 年度、環境省、農林水産省及び国土交通省の 3 省が合同で行う緑化植物の取扱いに関する調査において、海外で生産され輸入されている在来植物に係る情報も収集する予定。